

○依頼図書の流れ

1. 長期優良住宅の単独申請の場合（一般の流れ）

（1）申請者は、以下の書類を正本1部、副本1部をセンターに提出します。

- ① 確認申請書（第十一号の二様式）※建築確認申請書とは異なる
- ② 認定申請書（省令第一号様式）
- ③ 添付図書（※別添一覧を参照）

（2）確認審査が終了し適合と判断した場合は、申請者に確認書（第十一号の四様式）を確認申請書・認定申請書・添付書類の副本を添えて交付します。

（3）その後、申請者は、以下の書類2部をもって所管行政庁に認定申請を行います。

- ① 認定申請書（省令第一号様式）
- ② センターから交付された確認書
- ③ 添付図書（※別添一覧の下線）
- ④ その他必要な書類

2. 設計住宅性能評価と同時に申請する場合

（1）申請者は、以下の書類を正本1部、副本1部をセンターに提出します。

- ① 設計住宅性能評価申請書（第四号様式）
- ② 認定申請書（省令第一号様式）
- ③ 設計住宅性能評価添付図書
- ④ 評価方法基準以外の認定基準による事項に関する図書等

（2）センターは設計住宅性能評価審査と併せて長期使用構造等確認審査を行い、適合と判断した場合は、依頼者に長期使用構造等である事を確認した旨を表示した設計住宅性能評価書を設計住宅性能評価申請書・認定申請書・設計住宅性能評価添付書類及び評価方法基準以外の認定基準による事項に関する図書等の副本を添えて交付します。

このとき、センターは添付図書に審査が終了した旨が確認できるよう押印します。

（3）その後、依頼者は所管行政庁に認定申請を行います。（認定申請に係る図書等は一般の場合と同じになります。）

認定申請に係る添付図書一覧

図書の種類		明示すべき事項
a) 設計内容説明書（参考様式あり）		住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
b) 各種図面・ 計算書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置
	仕様書（仕上表を含む）	部材の種別、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種別
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
	用途別床面積表	用途別の床面積
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部の寸法及び算式
	二面以上の立面図	縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法及び位置
	各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示しても良い。また、当該各項目に掲げる事項をすべて他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。

a) 設計内容説明書

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書及び設計内容確認欄などを記載する。申請者が作成し所管行政庁に提出する。

b) 各種図面・計算書

認定申請する対象住宅が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていることを確認するための書類。

c) その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

○居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

○自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために

